（総括調整官等）

第二十三条　委員会の事務局に、総括調整官一人、主任情報技術専門官一人、情報技術専門官四人、主任証券取引審査官五人、証券取引審査官五十一人（うち二十六人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、インターネット審査官七人、主任国際専門審査官一人、国際専門審査官四人、統括検査官五人、特別検査官二十四人、専門検査官十四人、証券検査官百五十四人（うち百四人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括調査官三人、総括証券調査官二人、主任証券調査官十六人、証券調査審理官一人、証券調査官百八十三人（うち百十七人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、証券調査指導官二人（検察官をもって充てるものとする。）、特別調査管理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括特別調査官三人、主任証券取引特別調査官十五人、証券取引特別調査官三百二十一人（うち二百六十五人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、主任国際専門調査官一人及び国際専門調査官二人を置く。

［2～25　略］

附　則

（総合政策局リスク分析総括課金融証券検査官の設置期間の特例）

第五条　第五条第一項の金融証券検査官のうち四人は、令和五年三月三十一日まで置かれるものとする。

（企画市場局総務課信用機構企画室の所掌事務の特例）

第六条　［略］

［条を削る。］

（監督局総務課信用機構対応室の所掌事務の特例）

第七条　監督局総務課信用機構対応室は、第十条第四項各号に掲げる事務のほか、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～三　略］

2　監督局総務課信用機構対応室は、第十条第四項各号及び前項に掲げる事務のほか、令附則第三条第二項に規定する政令で定める日までの間、株式会社産業再生機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。ただし、総合政策局の所掌に属するものを除く。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（総括調整官等）

第二十三条　委員会の事務局に、総括調整官一人、主任情報技術専門官一人、情報技術専門官四人、主任証券取引審査官五人、証券取引審査官五十一人（うち二十六人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、インターネット審査官七人、主任国際専門審査官一人、国際専門審査官四人、統括検査官六人、特別検査官二十四人、専門検査官十四人、証券検査官百五十七人（うち百四人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括調査官三人、総括証券調査官二人、主任証券調査官十六人、証券調査審理官一人、証券調査官百八十三人（うち百十七人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、証券調査指導官二人（検察官をもって充てるものとする。）、特別調査管理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括特別調査官三人、主任証券取引特別調査官十五人、証券取引特別調査官三百二十一人（うち二百六十五人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、主任国際専門調査官一人及び国際専門調査官二人を置く。

［2～25　同上］

附　則

［条を加える。］

（企画市場局総務課信用機構企画室の所掌事務の特例）

第五条　［同上］

（監督局金融証券検査官の設置期間の特例）

第六条　第九条の金融証券検査官のうち四人は、令和五年三月三十一日まで置かれるものとする。

（監督局総務課信用機構対応室の所掌事務の特例）

第七条　監督局総務課信用機構対応室は、第十条第八項各号に掲げる事務のほか、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～三　同上］

2　監督局総務課信用機構対応室は、第十条第八項各号及び前項に掲げる事務のほか、令附則第三条第二項に規定する政令で定める日までの間、株式会社産業再生機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。ただし、総合政策局の所掌に属するものを除く。

附　則

この府令は、令和四年七月七日から施行する。

府令・省令

○内閣府令・農林水産省令第十号

金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令（令和四年内閣府令第四十五号）の施行に伴い、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年七月一日

内閣総理大臣　岸田　文雄
農林水産大臣　金子原二郎